

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成28年8月30日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定に基づき、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、監査委員は請求人から追加証拠の提出を受け、平成28年9月28日に陳述の聴取を行いました。

4 請求の要旨

(1) 概要

横浜市は、Aに誤った事実で生活保護費を支給しており、そのことを知っていても聞き取り調査をせず、生活保護費を今も支給し続けています。

Aに対する生活保護費の支給を廃止することを請求します。

また、Aが支給を受けた生活保護費について、A及び市職員らに返金を求めること等を請求します。

(2) 理由

ア AがBに預託した第一売買に係る土地売買代金について

Aは、平成20年に自身が所有する土地を請求人に売却し（以下「第一売買」といいます。）、その後D法人にも売却しました（以下「第二売買」といいます。）。

Bに第一売買に係る土地売買代金の一部を預託しています。

Aは、第一売買及び第二売買による土地の二重売買に係る裁判（以下「土地を巡る裁判」といいます。）においても、Bに預託したお金は、言えば出てくると言っています。

このお金の存在やこのお金が生活費に使えるかどうかについて、市はAに確認して生活保護費を支給しなければなりません。市はそのことについてAに一切聞いていません。

イ AがD法人に預託した第二売買に係る土地売買代金について

Aは、第二売買に係る売買代金を妻、C（後に離婚）の口座に入金しました。この通帳に入金してあったことは、Aは生活保護申請時に申告しなかったと言っています。つまり、生活保護費をはじめから詐欺するつもりで、この口座に入金したのです。

Aは、Cの通帳をD法人にて保管させています。

Aは、Cの通帳に係る実印を保有しているため、D法人に預けたCの通帳に係る土地代金も返してもらえし、生活費にも使うことができると言っています。

しかし、AがD法人に預けたお金について、生活費として使えるかどうか、市は一切聞いていません。

第3 関係職員の陳述等

1 関係職員の陳述及び書面回答

平成28年9月28日に、監査委員は、磯子区職員及び健康福祉局職員の陳述を聴取しました。

また、磯子区職員及び健康福祉局職員に対して書面による質問を行い、回答を得ました。

2 関係職員の陳述等の要旨

(1) AがBに預託した第一売買に係る土地売買代金について

平成21年7月の生活保護費支給開始決定時において、Aへの聞き取り調査により、Bへの預託金があることは確認できましたが、土地の売買を巡る裁判が終結するまでその支払を受けられないとのことだったため、Bに対して調査は行いませんでした。

その後、土地を巡る裁判が終結し、平成24年6月に和解調書を確認することができたため、AにBに対する預託金について報告を求めました。預託金は350万円あり、Aは、預託後どのようになったか不明であるとのことであったため、Bに確認

するよう指示しました。そして、AがBに預託金について確認したところ、預託金はAの生活保護費支給開始決定より前の平成20年11月頃に、Aが営む事業に係る支払として消費済みであったとAから回答を得ました。

(2) AがD法人に預託した第二売買に係る土地売買代金について

平成21年7月の生活保護費支給開始決定時において、Aへの聞き取り調査により、Aが土地を売却したこと及び土地売買代金を土地を巡る裁判が解決するまでD法人が預かっていることを確認しました。この点については、平成21年9月に、D法人作成の説明書においても確認しています。

(3) 土地を巡る裁判の和解調書上の預託金1,700万円と清算書上の預託金1,500万円との差額について

ア 差額200万円の確認の経緯

平成22年10月、Aから土地を巡る裁判で和解した旨の報告があり、D法人作成の清算書（以下「清算書」といいます。）をAが持参し、受理しました。しかし、訴訟の終結に伴い生活保護費返還額を決定するには、和解調書を確認する必要があることから、清算書を受け取った時点では返還決定を行うことができず、Aに土地を巡る裁判に係る和解調書の提出を求めました。

平成24年6月、Aから和解調書の提出があり、その内容を確認した上で、預託金の清算によりAが受け取った金額に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」といいます。）第63条による生活保護費返還金額121万9,127円を決定しました。

和解調書上の預託金は1,700万円、清算書上の預託金は1,500万円であり、200万円の差額があったことから、生活保護費の返還決定後も、Aへの聞き取り調査を行い、平成24年11月A宅を訪問した際、生活保護費返還金額121万9,127円以外の金銭は受領していないことを聴取し、その旨を記載した異動届を受け取りました。

その後、D法人に対し、差額200万円について法第29条に基づく調査を実施しました。

平成24年12月、D法人から、「不動産取引上の法令の定めにより、本人以外に

はお答えできません。」との回答を受け取りました。

そこで、平成25年1月、所内面接において、Aに対し、直接D法人に差額200万円について確認し報告するよう求めました。

平成25年2月、所内面接において、AがD法人に対して確認した結果、「D法人への実際の預託金は1,500万円であった。」とAから報告がありました。

イ 法第63条に規定する生活保護費の返還決定

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産など、あらゆるものを活用することを要件として行われます（法第4条第1項）。ただし、資力はあるが直ちに換金できない場合など、急迫した事由がある場合には、法第63条による返還を前提として、保護を行います（法第4条第3項）。平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」

（以下「生活保護問答集」といいます。）（問13-5）「法第63条に基づく返還額の決定」では、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。」との解釈を示しています。

したがって、資力の還元（現金化）が具体的になっていない段階では、保護は継続するとともに、返還決定も行いません。返還決定を行うことができるのは、資力が還元された時点又は確実となった時点となります。

ウ 本市においても、厚生労働省の解釈が示すとおり、法第63条により費用返還決定を行う段階は、「資力が活用できるようになった段階で、その保護に要した費用について、同法第63条に基づき費用返還を行うこと」とし、健康福祉局生活支援課作成「生活保護問答集-実施要領編-」にもこれを明記し、各区福祉保健センターに通知しています。具体的な事例では、生活に困窮している被保護者が自動車の売却手続や遺産相続手続を行っている場合、とりあえず保護を開始し、その後、自動車売却代金や遺産が何月何日に入金した又は入金予定である等、被保護者自身が現にこれらの資産の活用が可能となった時点で、市では資力が活用できるようになったと判断し、法第63条による返還決定を行うこととしています。

エ 本件については、清算書と和解調書との間で、預託金額に200万円の差が生じ

ているのは事実ですが、その差が生じた理由については調査を尽くしたうえでも不明であり、また、その存在自体が確認できないため、返還決定を行うことはできません。

(4) 生活保護費の支給に係る収入及び資産の確認について

次のとおり、収入及び資産について申告させ、確認しており、現在まで適正に生活保護費を支給しています。

ア 収入申告：27 回

- ①平成21年7月8日（平成21年3月～5月分）
- ②平成21年9月3日（平成21年6月～8月分）
- ③平成22年1月4日（平成21年9月～12月分）
- ④平成22年8月8日（平成22年1月～6月分）
- ⑤平成22年10月19日（平成22年7月～9月分）
- ⑥平成23年4月5日（平成22年10月～平成23年3月分）
- ⑦平成23年7月14日（平成23年4月～6月分）
- ⑧平成23年10月11日（平成23年7月～9月分）
- ⑨平成24年1月10日（平成23年10月～12月分）
- ⑩平成24年4月10日（平成24年1月～3月分）
- ⑪平成24年7月17日（平成24年4月～6月分）
- ⑫平成24年10月11日（平成24年7月～9月分）
- ⑬平成25年1月10日（平成24年10月～12月分）
- ⑭平成25年4月16日（平成25年1月～3月分）
- ⑮平成25年7月11日（平成25年4月～6月分）
- ⑯平成25年10月15日（平成25年7月～9月分）
- ⑰平成26年1月6日（平成25年10月～12月分）
- ⑱平成26年4月10日（平成26年1月～3月分）
- ⑲平成26年7月8日（平成26年4月～6月分）
- ⑳平成26年10月16日（平成26年7月～9月分）
- ㉑平成27年1月13日（平成26年10月～12月分）
- ㉒平成27年4月9日（平成27年1月～3月分）

- ㉓平成27年7月14日（平成27年4月～6月分）
- ㉔平成27年10月14日（平成27年7月～9月分）
- ㉕平成28年1月12日（平成27年10月～12月分）
- ㉖平成28年4月12日（平成28年1月～3月分）
- ㉗平成28年7月12日（平成28年4月～6月分）

イ 資産申告：2回

- ①平成21年7月9日（平成21年7月9日現在）
- ②平成27年12月17日（平成27年12月17日現在）

資産申告は従前は生活保護の申請時のみ実施されていましたが、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）が平成27年度に改正され、生活保護費受給中、少なくとも12か月ごとに資産に関する申告をさせることとなりましたので、平成27年12月17日に申告させています。

第4 監査委員の判断

1 監査対象事項の決定

請求書及び同請求書に添付された事実証明書、追加証拠並びに請求人の陳述を検討した結果、Aに対する生活保護費の支給が違法又は不当な公金の支出に該当し、Aの受給が不当利得となり、不当利得返還請求権の行使を怠る事実があるか否かを監査対象事項と決定しました。

2 事実関係の確認

請求書及び事実証明書並びに関係職員の陳述等及び提出書面により、本件の経緯と磯子区の調査について、次の事実を認めました。

(1) 本件の経緯

平成20年5月：Aが所有地をE法人（請求人が代表）へ売買申入れ
（第一売買）

5月15日頃：E法人ないし請求人が第一売買に係る土地売買代金としてAに約550万円を支払い、Aはこれを金融機関に対する債務の弁済に充当。その後、E法人ないし請求人がAに第一売買に係る350万円を支払い、

AはこれをBに預託

10月：Aは、上記土地をD法人に2,000万円で売却（第二売買）

D法人が本件土地上の建物撤去費300万円を支払い、第二売買に係る売買代金2,000万円と相殺

平成21年（月日不明）：請求人及びE法人が土地を巡る裁判を提起（被告：A、D法人）

6月：Aが生活保護申請

7月：磯子区は土地を巡る裁判で土地売買代金が入金されないこと等から直ちに活用できる資産がないと判定し、Aの生活保護開始決定

9月：AがD法人作成の説明書（第二売買に係る土地売買代金は裁判が解決するまでD法人に預託されていること）を磯子区に提出

11月：Aは、土地売買代金が入金された場合、生活保護費を返還する旨の返還誓約書を磯子区に提出

平成22年10月：磯子区は、Aから土地を巡る裁判が和解したことの報告を受け、AからD法人の預託金に係る清算書を受け取る。この清算書には、AはD法人に対し売買代金1,500万円を平成20年12月に預託したとの記載あり。

和解の成立に伴い生活保護費返還額を決定するためには和解調書を確認する必要があることから、磯子区は、Aに和解調書を提出するよう指示

平成24年6月：Aが磯子区に和解調書提出。この和解調書には、AがD法人に対する預託金返還債権1,700万円を有するとの記載あり。

磯子区がAに対し生活保護費返還決定

(2) 磯子区の調査等

ア AがBに預託した第一売買に係る土地売買代金について

平成21年7月の生活保護費支給開始決定時において、磯子区はAに対する聞き取り調査を実施し、Bへの預託金があることは確認できましたが、土地の売買を巡る裁判が終結するまでその支払を受けられないとのことだったため、Bに対して調査は行いませんでした。

平成24年6月に、磯子区は、和解調書により土地を巡る裁判が終結したことを確認し、AにBへの預託金についての回答を求めました。AがBに確認したところ、

預託金はAが生活保護費を受給するより前の平成20年11月頃に、Aが営む事業に係る支払としてBが消費済みであったと回答がありました。

なお、平成24年9月に請求人が提起した、市が行ったAに対する生活保護費支給の住民訴訟における東京高裁判決（平成26年5月22日判決）でも、預託金350万円はBによって保管され、Aが容易にその返還を受けられないものであると判断されています。

イ AがD法人に預託した第二売買に係る土地売買代金について

平成21年7月の生活保護費支給開始決定時、磯子区はAへの聞き取り調査により、Aが土地を二重に売却したこと及び第二売買に係る土地売買代金を土地を巡る裁判が解決するまでD法人が預かっていることを確認しました。この点については、平成21年9月に、磯子区はD法人作成の説明書においても確認しています。

なお、前記高裁判決においても、AがD法人に預託していた第二売買に係る土地売買代金については、土地を巡る裁判が解決し、かつ、D法人が最終的に土地の所有権を取得しない限り、返還を受けることは困難であったと考えられると判断されています。

ウ 土地を巡る裁判の和解調書上の預託金1,700万円と清算書上の預託金1,500万円との差額について

(ア) 平成21年7月の生活保護費支給開始決定時に、磯子区が行ったAに対する調査では、直ちに活用できる資産については確認できませんでした。

平成22年10月、磯子区は、Aから土地を巡る裁判が和解したことについて報告を受け、D法人作成の清算書を受け取りました。その際、磯子区は、土地を巡る裁判に係る和解調書を提示するようAに指示しました。

平成24年6月、磯子区は、Aから和解調書の提出を受け、清算書及び和解調書の内容からAに121万9,127円の収入があったことを確認した後、生活保護費返還金額121万9,127円を決定し、Aに通知しました。

(イ) 磯子区は、和解調書を確認した際、土地を巡る裁判の和解によって認定されたD法人の預託金は1,700万円ですが、清算書に記載された預託金は1,500万円であり、200万円の差額があったため、生活保護費返還決定後の平成24年11月に、A

への聞き取り調査を行い、Aが清算書に記載された金額以外は受け取っていないことを聴取するとともに、その旨が記載された異動届をAから受け取りました。

- (ウ) 平成24年11月、磯子区は、D法人に対して差額200万円について法第29条に基づく調査を実施しましたが、平成24年12月に、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の定めにより本人以外には答えられない旨の回答がありました。

そこで、平成25年1月に、磯子区はAに対してD法人に清算内容を確認するよう指示しました。AがD法人に確認したところ、「D法人への実際の預託金は1,500万円であった。」とAから報告がありました。

- (エ) 法第63条に規定する生活保護費の返還決定を行うためには、資力を有しているだけではなく、厚生労働省が「生活保護問答集」（問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」）で示すように「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。」との解釈に基づき返還決定を行う必要があります。したがって、資力が活用できるようになっていない段階では、保護は継続するとともに、返還決定も行わず、生活保護費の返還決定を行うためには、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で行うこととしています。

- (オ) また、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）では保護費の返還の決定について、「要保護者が資力を有しながらも、資産を直ちに処分することが困難であることなどを理由として保護を開始する場合に、当該資産が最低生活に充当できるようになった場合、概ね1箇月以内を目途に法第63条の決定がなされているか。」を事務監査の着眼点としているのも、資産が生活に充当できるようになって初めて生活保護費の返還決定を行うことができることを示しているものといえます。

- (カ) これらの厚生労働省の解釈に基づき、本市の事例では、生活に困窮している被保護者が自動車の売却手続や遺産相続手続を行っている場合、とりあえず保護を開始し、その後、自動車売却代金や遺産が何月何日に入金した又は入金予定である等、被保護者自身が現にこれらの資産の活用が可能となった時点で、資力が活用できるようになったと判断し、法第63条による返還決定を行うこととしていま

す。

(キ) 本件では、和解調書上と清算書上で預託金額に200万円の差があったため、磯子区ではAへの聞き取り調査を行い、Aが清算書に記載された金額以外は受け取っていないことを聴取するとともに、その旨が記載された異動届をAから受け取りました。また、磯子区は法第29条に基づき、D法人に対して差額200万円について説明を求める調査を行いました。D法人からは宅地建物取引業法上の守秘義務を理由に回答を得ることができませんでした。そのため、磯子区はAに対し、直接D法人に差額200万円について確認し報告するよう求めたところ、AがD法人に確認した結果、D法人への実際の預託金は1,500万円であるとの報告をAから受けました。磯子区では、法における必要な調査を行いました。差額200万円は現実に活用できる資力として認定できませんでした。

エ 生活保護費の支給に係る収入及び資産について

(ア) 収入申告及び資産申告

法第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定しており、被保護者に対して収入があつた場合の申告を義務付けています。この点について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）では、「収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。」としています。

また、同通知が平成27年4月1日に改正され「被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも12箇月ごとに行わせる」とし、申請時だけでなく、保護費支給中においても被保護者から資産に関する申告を書面で行わせることになりました。

(イ) Aの収入申告及び資産申告の状況

磯子区では、法等の規定に基づき、生活保護費支給決定後、「第3 関係職員の陳述等」に記載のとおり、収入申告を半年ないし3か月ごとに計27回、資産申告を平成21年7月と平成27年12月に計2回、Aに行わせていることが認められま

す。

3 結論

以上を踏まえ、次のように判断しました。

(1) AがBに預託した第一売買に係る土地売買代金について

請求人は、Aは第一売買に係る土地売買代金の一部をBに預託しており、当該金員はAが生活費として利用し得るものであったにもかかわらず、その存在及び生活費として利用できることを市は一切調査していない旨主張しています。

法第63条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支出した市町村に対して、実施機関の定める額を返還しなければならないと規定しているので、Bへの預託金がAの生活費として利用し得る資産と認定できるか、また、磯子区は必要な調査を行っていたか検討します。

ア 磯子区は、平成21年7月の生活保護費支給開始決定時において、Aに対し聞き取り調査を実施し、Bへの預託金があることは確認できましたが、土地の売買を巡る裁判が終結するまでその支払を受けられないとのことだったため、Bに対して調査は行いませんでした。

イ 平成24年6月に、磯子区が和解に基づく返還決定を行うに際して、Bに預託した350万円についてAに回答を求め、AがBに確認したところ、預託金350万円はAが生活保護費を受給するより前の平成20年11月頃に、Aが営む事業に係る支払として経理を担当していたBが消費済みであったとAから回答を得ました。

ウ また、請求人が提起した住民訴訟の判決においては、預託金350万円はBによって保管され、Aが容易にその返還を受けられないものであると判断されています。

エ したがって、平成21年7月の生活保護費支給開始時点において、AのBに対する第一売買に係る預託金350万円はAが生活費として利用し得る資産ではなく、Aに資力があるとは認められませんでした。また、磯子区は、平成24年6月にも、Aに、Bに預託した350万円について確認し回答するよう求めたところ、Aが営む事業に係る支払としてBが消費済みであったことを確認していたことが認められるため、請求人の主張には理由がないと判断しました。

(2) AがD法人に預託した第二売買に係る土地売買代金について

請求人は、Aが土地売買代金を生活費として使うことができるにもかかわらず、市は一切調査していない旨主張しています。

第二売買に係る土地売買代金は、Aの生活費として利用し得る資産と認定できるか、また、磯子区は必要な調査を行っていたか検討します。

ア 磯子区は、平成21年7月の生活保護費支給開始時点において、Aへの聞き取り調査により、Aが土地を二重に売却したこと及び第二売買に係る土地売買代金を土地を巡る裁判が解決するまでD法人が預かっていることを確認しました。これを受け、磯子区は、D法人に対して調査を行い、D法人が土地売買代金を土地を巡る裁判が解決するまで預かることを確認しました。

イ この点について、請求人が提起した住民訴訟の判決においても、AがD法人に預託していた土地売買代金については土地を巡る裁判が解決し、かつ、D法人が最終的に土地の所有権を取得しない限り、Aが預託金の返還を受けることは困難であったと考えられると判断されています。

ウ 請求人は、土地売買代金はA本人が使用できると主張しますが、監査を行った結果、磯子区が確認したこと以外に請求人の主張を認めるに足りる根拠はありませんでした。

エ したがって、平成21年7月の生活保護費支給開始時点において、土地売買代金はAが生活費として実際に利用し得る資産であるとは認められませんでした。また、磯子区は、必要な調査を行い、Aに資力があるか確認していたことが認められるため、請求人の主張には理由がないと判断しました。

(3) 土地を巡る裁判の和解調書上の預託金1,700万円と清算書上の預託金1,500万円との差額について

平成24年6月に、磯子区が和解に基づく返還決定を行うに際して、土地を巡る裁判の和解調書上の預託金1,700万円と清算書上の預託金1,500万円との差額200万円があることが認められました。法第63条の規定に基づき、磯子区が行った生活保護費

返還決定が妥当であったのかどうか検討します。

ア 平成24年6月、磯子区はAから和解調書の提出を受け、清算書及び和解調書の内容からAに121万9,127円の収入があったことを確認できたため、同金額について法第63条による返還決定を行いました。

イ 清算書に記載された預託金額が1,500万円であるのに対し、和解調書に記載された預託金額が1,700万円となっており、200万円の差額が生じていたため、磯子区は、返還決定後も、A宅を訪問した際、生活保護費返還金額121万9,127円以外の金銭は受領していないことを聴取し、その旨を記載した異動届を受け取りました。

ウ さらに、磯子区は法第29条に基づき、D法人に対して差額200万円について説明を求める調査を行いました。D法人からは、宅地建物取引業法上の守秘義務を理由に回答を得ることができなかつたため、磯子区はAに対し、直接D法人に差額200万円について確認し報告するよう求めました。

エ ここで、法第63条に基づく返還決定は、どのような資産について行われるかが問題となります。

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産など、あらゆるものを活用することを要件として行われます（法第4条第1項）。ただし、資力はあるが直ちに換金できない場合など、急迫した事由がある場合には、法第63条による返還を前提として、保護を行います（法第4条第3項）。法第63条による返還について、厚生労働省は「生活保護問答集」で「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。」との解釈を示しています。また、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）では保護費の返還の決定について、「要保護者が資力を有しながらも、資産を直ちに処分することが困難であることなどを理由として保護を開始する場合に、当該資産が最低生活に充当できるようになった場合、概ね1箇月以内を目途に法第63条の決定がなされているか。」を事務監査の着眼点としているのも、資産が生活に充当できるようになって初めて生活保護費の返還決定を行うことができることを示しているものといえます。

これらの解釈によれば、資力が活用できるようになっていない段階では返還決定はせずに保護は継続しますが、資産が換金されるなど生活に充当できるようになった段階又は換金が確実となった段階では返還決定を行うこととなります。

オ 本件において、清算書上は1,500万円であるのに対し、和解調書上は1,700万円となっており、差額200万円が生じています。磯子区は法に基づく必要な調査を行いました。調査の結果、差額200万円については、生活に充当できる段階の資力であるとまではいえず、返還決定を行うことはできなかったものと認められます。

カ したがって、平成24年6月に、Aが受領した金額は121万9,127円であるとして磯子区が行った返還決定には違法又は不当な点は認められません。

(4) 生活保護費の支給に係る収入及び資産の確認について

請求人はAに対し一切聞き取り調査を行っていないと主張しています。このため、Aの生活保護費支給開始決定以降、現在までAの収入及び資産の確認を行っているか検討します。

磯子区が法に基づき、Aに収入及び資産について申告を行わせているか確認したところ、前述のとおり、磯子区はAに対する収入調査及び資産調査を定期的に行っており、Aに生活費として利用し得る資産は存在していないことを確認しているため、磯子区は適法に調査を実施していることが認められます。

以上により、市は、生活保護費の支給にあたり、Aに資力があるか必要な調査を行い、直ちに活用することが可能な資力がないことを確認した上で生活保護費を支給しており、市が行った法第63条による返還決定にも誤りはないことから、生活保護費が違法又は不当な公金の支出に該当するとの請求人の主張については、理由がないと判断しました。また、生活保護費の支給決定及び返還決定に誤りはないことから、生活保護費の不当利得は認められず、不当利得返還請求権の行使を怠る事実もないと判断しました。

【参考条文】

生活保護法（抜粋）

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（資料の提供等）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

（届出の義務）

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

（費用返還義務）

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

※本件は多くの個人情報が含まれるため、住民監査請求書の記載は省略します。